

別紙

諮問第1495号

答 申

1 審査会の結論

「反則切符 交通切符 保管場所法切符 点数切符 作成の手びき」を一部開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「交通切符等作成要領の全部。」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、警視総監が令和元年12月4日付けで行った一部開示決定（以下「本件一部開示決定」という。）について、原処分を取り消し、「警察電話の内線番号及び488頁の非開示とした部分」を除いた対象公文書の全部の開示を求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

本件一部開示決定は、適正かつ妥当なものである。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

本件審査請求については、令和2年6月10日に審査会に諮問された。

審査会は、令和3年1月8日に実施機関から理由説明書を收受し、同年7月21日（第192回第三部会）及び同年9月21日（第193回第三部会）に審議した。

(2) 審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る公文書、審査請求人の審査請求書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のよう

に判断する。

ア 交通違反取締り及び運転免許に関する行政処分事務の処理に係る規定について

道路交通法（昭和35年法律第105号）1条では、「この法律は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、及び道路の交通に起因する障害の防止に資することを目的とする。」と規定している。

そして、実施機関では、道路交通法その他の道路交通関係法令の違反（以下「交通違反」という。）の取締りについて必要な事項を定めることを目的として、警視庁交通違反取締り規程（平成13年10月1日訓令甲第41号。以下「規程」という。）を定めており、規程4条では、交通違反取締りの基本方針について、「違反の取締りは、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑及び交通公害の防止を図ることを本旨とし、適正に行わなければならない。」と規定している。

また、規程15条では、交通違反の取締りに当たって現場において警察官が行うものとする措置として、反則切符、交通切符、保管場所法切符及び点数切符（以下「反則切符等」という。）による措置、指導・警告による措置等を規定している。

さらに、実施機関では、運転免許に関する行政処分事務処理要綱の制定について（昭和52年12月1日通達甲（交、免本、行）第112号）において、運転免許に関する行政処分（以下単に「行政処分」という。）に関する事務の処理要領について規定している。

イ 本件対象公文書及び実施機関の決定について

本件開示請求に係る対象公文書は、「反則切符 交通切符 保管場所法切符 点数切符 作成の手びき（平成〇年版 警視庁交通部作成のもの）」（以下「本件対象公文書」という。）である。

実施機関の理由説明書によると、本件対象公文書は、交通違反取締り及び交通違反事件捜査（以下「交通違反取締り等」という。）に従事する警察官が、交通違反取締り等の現場において活用するために作成されたものであるとのことである。

実施機関は、本件対象公文書に記載された情報のうち、「警察電話の内線番号及び488頁の非開示とした部分」は条例7条6号に該当し、「454頁、471頁及び473頁の非開示とした部分（警察電話の内線番号を除く）」（以下「本件非開示情報1」という。）は同条6号に該当し、「その他の非開示とした部分」（以下「本件非開示情報2」という。）は同条4号に該当するとして、それぞれを非開示とする一部開示

決定を行った。

ウ 本件審査請求に至る経緯について

実施機関は、当初、審査請求人が行った本件開示請求に対し、本件対象公文書を特定した上で、非開示決定（以下「前回決定」という。）を行った。

これに対し、審査請求人は、前回決定の取消しを求め、審査請求（以下「前回審査請求」という。）を提起した。

前回審査請求の提起後、実施機関は前回決定を取り消し、前記イで掲げた各非開示部分を除く部分を開示する本件一部開示決定を行った。

本件一部開示決定の通知を受け、審査請求人は、前回審査請求を取り下げた上で、本件審査請求を提起したものである。

エ 審査会の審議事項について

審査請求人は、本件審査請求に係る審査請求書において、本件対象公文書のうち、「警察電話の内線番号及び488頁の非開示とした部分」を除く部分の開示を求める旨主張していることから、審査会は、本件非開示情報1及び2の非開示妥当性について審議することとする。

オ 本件非開示情報1及び2の非開示妥当性について

(ア) 本件非開示情報1の非開示妥当性について

実施機関は、本件非開示情報1について、交通事故の取扱現場等における運転免許照会要領や行政処分の手配者（以下「処分手配者」という。）を発見した場合の措置に関する具体的な内容が記載されており、当該情報を公にすることにより、照会に必要な事項や当該照会に係る回答内容、処分手配者を発見した場合の対応要領等が明らかになり、その結果、不法行為を企図する者が対抗措置を講じたり、処分手配者が逃走することを容易にするなど、今後の交通事故に関する事務処理を困難にし、交通の安全と円滑を図ることを目的とする交通行政に関する事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと認められるため、本件非開示情報1が条例7条6号に規定する非開示情報に該当する旨説明する。

審査会が本件非開示情報1を見分したところ、当該情報には、運転免許照会に必要な事項、当該照会に対して回答される内容等の運転免許照会の実施に関する情報及び照会の結果に応じたその後の手続に関する情報のほか、警察官が処分手配者を発見した場合における対応要領等に関する情報について詳細に記載されており、これらは、実施機関が説明するとおり、いずれも交通事件の具体的な処理方法に関する情報であることが認められた。

これらのことを踏まえると、本件非開示情報1を公にすることにより、不法行為を企図する者が事前に対抗措置を講じること、処分手配者が逃走すること等が容易になり、行政処分の適正な執行等、その後の交通事件に関する事務処理が困難になるおそれがあると認められ、交通の安全と円滑を図ることを目的とする交通行政に関する事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとする実施機関の説明は首肯できるものである。

以上のことから、本件非開示情報1は、条例7条6号に該当し、非開示が妥当である。

(イ) 本件非開示情報2の非開示妥当性について

実施機関は、本件非開示情報2について、警察官が行う交通取締りの要領、留意点及び書類作成要領に関する具体的な内容が記載されており、当該情報を公にすることにより、警察官が行う交通取締りの具体的な要領等が明らかになり、その結果、交通違反をした者又は交通違反を企図する者が当該交通違反の取締りを免れるために対抗措置を講じることが容易になるなど、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるものと認められるから、本件非開示情報2が条例7条4号に規定する非開示情報に該当する旨説明する。

審査会が本件非開示情報2を見分したところ、当該情報には、警察官が交通違反取締りを行う際の留意点、判断基準、捜査要領及び交通違反取締りの過程において作成することとなる各種書類の作成要領について記載されていることが確認された。そして、これらの情報は、交通違反取締りを行うに当たり、対象となる各種交通違反の態様及び想定されるケースごとの個別具体的な対応要領、取締りの判断基準等が記載されているものであることが認められた。

これらのことを踏まえると、本件非開示情報2を公にすることにより、警察官が行う交通違反取締りの具体的な要領、判断基準等が明らかになり、その結果、交通違反をした者又は交通違反を企図する者が、交通違反取締りを免れるため、これらの情報を踏まえた対抗措置を講じることが容易になるとする実施機関の説明は首肯できるものである。

以上のことから、本件非開示情報2は、公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報であると認められ、条例7条4号に該当し、非開示が妥当である。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

久保内 卓亜、木村 光江、徳本 広孝、寶金 敏明